

国立大学法人鹿児島大学職員介護休業等規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新	旧
<p>(略)</p> <p>(介護休業の対象者)</p> <p>第3条 職員は、次の各号の一に該当する者で負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護をするため、介護休業をすることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>2 期間を定めて雇用される職員にあっては、申請時点において次の各号のいずれにも該当する者に限り、介護休業をすることができる。</u></p> <p><u>(1) 本学職員として引き続き雇用された期間が1年以上であること。</u></p> <p><u>(2) 介護休業開始予定日から93日を経過する日（以下「93日経過日」という。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること。ただし、93日経過日から1年を経過する日までに雇用期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、職員が次の各号の一に該当する場合は、この規則を適用しない。</p> <p>(1) 日々雇用される職員 (削除)</p> <p>(2) 本学と職員の過半数を代表するものとの間で書面により締結された介護休業等に関する労使協定（第12条において「介護休業協定」という。）により介護休業の対象から除外することとされた次の職員 イ 継続して雇用された期間が1年に満たない職員</p>	<p>(略)</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第3条 職員は、次の各号の一に該当する者で負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護をするため、介護休業をすることができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号の一に該当する場合は、この規則を適用しない。</p> <p>(1) 日々雇用される職員</p> <p>(2) 期間を定めて雇用される職員。ただし、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づき、本学が定める国立大学法人鹿児島大学教員の任期に関する規則（平成16年4月1日制定）により雇用期間を定められている職員については、この限りでない。</p> <p>(3) 本学と職員の過半数を代表するものとの間で書面により締結された介護休業等に関する労使協定（第12条において「介護休業協定」という。）により介護休業の対象から除外することとされた次の職員 イ 継続して雇用された期間が1年に満たない職員</p>

国立大学法人鹿児島大学職員介護休業等規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新	旧
<p> 口 介護休業申請があった日から起算して<u>93日</u>以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 八 1週間の所定労働日数が2日以下の職員 4 <u>第2項の規定にかかわらず、国立大学法人鹿児島大学教員の任期に関する規則（平成16年4月1日制定）により雇用期間を定められている職員については、雇用期間の定めのない職員とみなして本規則を適用する。</u> </p> <p>(略)</p> <p>(介護休業の期間) 第5条 介護休業の期間は、介護を必要とする要介護者1人につき、<u>要介護状態ごとに、通算6月間の範囲内（非常勤職員にあっては通算93日間の範囲内）</u>で、職員が申請した期間とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、介護休業中に要介護者の死亡等により介護をしなくなった場合、若しくは第3条第3項各号の規定に該当するに至った場合、介護休業は終了する。</p> <p>3 介護休業中の職員は、介護休業期間が終了する2週間前までに介護休業開始終了予定日変更申請書（別記様式第2号）を提出することにより、第1項に規定する限度内において、期間を延長することができる。</p> <p>(略)</p>	<p> 口 介護休業申出があった日から起算して<u>3月</u>以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 八 1週間の所定労働日数が2日以下の職員 </p> <p>(略)</p> <p>(介護休業の期間) 第5条 介護休業の期間は、介護を必要とする要介護者1人につき、<u>連続する6月（非常勤職員にあっては3月）の期間（介護休業開始予定日の翌日から起算して6月間（非常勤職員にあっては3月間）を経過する日までをいう。）</u>内で、職員が申請した期間とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、介護休業中に要介護者の死亡等により介護をしなくなった場合、若しくは第3条第2項各号の規定に該当するに至った場合、介護休業は終了する。</p> <p>3 介護休業中の職員は、介護休業期間が終了する2週間前までに介護休業開始終了予定日変更申請書（別記様式第2号）を提出することにより、第1項に規定する限度内において、<u>1回限り</u>期間を延長することができる。</p> <p>(略)</p>

国立大学法人鹿児島大学職員介護休業等規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新	旧
<p>(勤務時間の短縮等の措置) 第12条 職員が要介護者を介護するため請求した場合には、<u>要介護者1人につき、通算6月間の範囲内（非常勤職員にあ</u></p>	<p>(勤務時間の短縮等の措置) 第12条 職員が要介護者を介護するため請求した場合には、<u>連続する6月（非常勤職員にあっては3月）の期間内に1日</u></p>

つては通算93日間の範囲内)で、1日の所定勤務時間内の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内で、1時間単位で勤務時間の短縮の措置を受けることができる。ただし、既に第5条に規定する介護休業をした場合は、介護休業の日数も通算して6月間(非常勤職員にあっては93日間)の範囲内とする。

2(略)

3(略)

4 勤務時間の短縮等の措置中に、要介護者の介護事由が消滅した場合には、勤務時間の短縮等の措置は終了する。この場合において、職員は当該事由の生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。

5(略)

(深夜勤務の制限)

第13条(略)

2(略)

3(略)

4 深夜勤務制限期間中に要介護者の介護事由が消滅した場合には、深夜勤務の制限期間は終了する。この場合において、職員は当該事由の生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。

(時間外勤務の制限)

第14条(略)

2(略)

3(略)

4 時間外勤務制限期間中に要介護者の介護事由が消滅した場合には、時間外勤務の制限期間は終了する。この場合において、職員は当該事由の生じた旨を遅滞なく届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成17年 月 日から施行する。

の所定勤務時間内の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内で、1時間単位で勤務時間の短縮の措置を受けることができる。ただし、既に第5条に規定する介護休業をした場合は、介護休業開始予定日の翌日から起算して6月間(非常勤職員にあっては3月間)を経過する日までの期間とする。

2(略)

3(略)

4(略)

(深夜勤務の制限)

第13条(略)

2(略)

3(略)

(時間外勤務の制限)

第14条(略)

2(略)

3(略)